

建築物石綿含有建材調査者、石綿作業に関する学習会

各支部長、労働対策部長 様

2022年6月6日
高知県建設労働組合
労働対策部 岡林 一彦

毎日のお仕事ご苦労様です。

2020年6月5日に公布された改正大気汚染防止法（2021年4月1日施行）において、2023年10月1日から建築物の解体等を行う際、建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務化されます。現在は、元請業者に事前調査が義務化されていますが、2023年10月1日以降は工事を行う際の前調査は建築物石綿含有建材調査者の資格を持った者が行わなくてはなりません。また、石綿等を取り扱う業務の措置を行うこと、従事者は安全衛生特別教育を受け、解体・改修作業を行わなくてはなりません

今回、2022年4月より事前調査の義務化に伴い、石綿作業への知識をより深め、周知していただけるよう学習会を実施いたします。日程は下記の通りです。

記

日 時： 2022年8月28日（日） 10時～12時予定

場 所： 四万十市社会福祉センター
四万十市右山五月町8番3号 [TEL: 0880-35-3011](tel:0880-35-3011)

講 師： 高知県土木部住宅課 他

内 容： 石綿作業に関する事項、建築物石綿含有建材調査者 他

定 員： 45名

参加費： 無料

申込締切：2022年8月19日（金）までにFAX

以上
担当：竹島
TEL：088-823-0058

高知建労本部 行き

建築物石綿含有建材調査者、石綿作業に関する学習会 申込書

日 時： 2022年8月28日（日） 10時～12時予定

参加費： 無料

申込日： 年 月 日

氏 名	
支 部	支部
職 種	
住 所	
T E L	

※出席は FAX でお願いします。（FAX：088-873-5384）」

※準備の都合上、**2022年8月19日（金）**までに報告をお願いします。